

令和4年第3回臨時会

孺恋村議会会議録

令和4年3月23日 開会

令和4年3月23日 閉会

孺恋村議会

令和4年第3回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (3月23日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○閉議及び閉会の宣告	10
○署名議員	11

令和 4 年 第 3 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第3回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和4年3月23日(水)午前 9時37分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第32号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
会計管理者兼 税務会計課長	滝澤文彦君	未来創造課長	佐藤幸光君
交流推進課長	宮崎貴君	住民課長	宮崎由美子君
健康福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	上下水道課長	宮崎忠君
観光商工課長	黒岩建五郎君	教育委員会 事務局長	目黒康子君

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 宮崎剛

開会 午前 9時37分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年度第3回嬭恋村議会臨時会は成立いたしました。よって、ただいまから開会をいたします。直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、土屋圭吾君、石野時久君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間に決定いたしました。
-

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、議案第32号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守君の退場を求めます。

〔10番 大久保 守君退場〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第32号の提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より説明をさせますので、慎重審議、ご指導いただき、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第32号 工事請負契約の変更について詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和元年災第700号、普通河川三ツ子沢他1河川（善光寺橋上下流）河川災害復旧工事に、契約金額、変更前、金1億2,576万3,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金1,143万3,000円）、変更後、金9,180万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金834万6,000円）、3,395万7,000円の減額になります。

3、工事場所、嬭恋村大字大笹地内地先。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹293、大久保産業株式会社、代表取締役、堀米睦弘。

工期については変更なく、令和2年3月9日から令和4年3月25日とします。

変更の理由ですが、この工事については事故繰越工事であるため、現在の完成の出来高で精算したく、今回の変更契約をお願いしたいというものです。よろしく願いします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、担当課長より報告がありましたけれども、工事額がマイナス三千三百何ぼとかと言いましたけれども、それによって補助金が、計算すれば分かるかもしれませんが、補助金の減額というのは、どのぐらいの額になるわけですか。工事がきちんと終わってれば、丸々補助金90.6%もらえたわけだけれども、それはどのような金額になりますか。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

今マイナスで3,395万7,000円の工事額という額ですが、補助率が90.6%でありますので、大変申し訳ないんですが、今ちょっと計算機がなくて計算できないんですが、この金額に90.6%を掛けたものが補助金となるという形になります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私も計算機あるから、すぐ計算すればよかったですけれども、そうすると、その金額が村としては損失を得たということになるわけですね。そこだけ確認しておきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

先ほど全協の中でもお話しさせていただいたんですが、この残工事についても、村としても補助金を失うわけにはいきませんので、最善の方法を今県のほうとも打合せさせていただいて、損失がないように協議させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ございませんか。

羽生田議員。

○11番（羽生田宗俊君） ちょっと建設課長にお聞きしますけれども、この大久保産業さんから、この延期願みたいなのが出ていますけれども、これは、この事業はこれ以上延ばすことはできないんですか。それとも、一番この事業をやるのに対して得策は、どれが得策だと思っていますか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

[建設課長 滝沢勇司君登壇]

○建設課長（滝沢勇司君） 羽生田議員のご質問にお答えさせていただきます。

この工事については事故繰越ということで、最初の1年目は明許繰越ということで1年繰越ししています。今回大災害でありましたので、3年目の工期ということで、今回の令和4年3月25日ということで工期を設定させていただいておまして、これは国の制度で、いろいろ公共工事、どういう形でも事故繰越以上はないということで、この4年の年度末をもって終わりにするという決まりになっております。

その関係で、工事が終わっていても現場でやっているというわけにも、規則違反になったり、事故があったら取り返しがつかないということで、県のほうにも相談したところ、一旦この出来上がっている部分のところで切替にさせていただいて、その後、また工期が切れないような形で契約をさせて、別契約を取らせていただいて、工期を取れる予算を使って別契約で発注して、穴が開かないように進めるということが一番得策だということで伺っておりますので、そういう方向で調整ができればなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 羽生田議員。

○11番（羽生田宗俊君） 婦恋も大きな災害に台風19号で見舞われて、それで今回はいろいろ特例的なことがあるんかと。これは本当、今までないような災害を受けて、みんな多くしているんだけど、その協力してくれた人たちに最善の努力はしてやったほうがいいかなと、そういうふうに思いますけれども、その方法がそれしかないということなら、これから別発注だとかいろいろしていけば、もうその業者が変わったりいろいろしていけば、お金は余計かかるのかなと、そんなふうに思いますけれども、どう考えているんですか。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

[建設課長 滝沢勇司君登壇]

○建設課長（滝沢勇司君） 羽生田議員のご質問にお答えします。

金額が減額になったんですが、これ以上金額を上げないでやる方法ということで、方策を検討したいというふうに思っています。工事現場がこれから梅雨の時期にも入りますので、早急に完成ができるような形で調整をして、示させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） そうしましたら、令和3年の予算の中でこの3,395万7,000円が使われないわけで、この今回は事故明許ができないということであると、繰越金として翌年度に

繰り越されるということでもよろしいわけですね。それで、新たに工事としての契約をするというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

この予算は、事故繰越の予算で動いています。それなんで、事故繰越の予算を不用額ということで余らせていただいて、ちょっとまだ最終的にあれなんですけれども、工期が取れる、繰り越せる予算というんですか、令和3年から4年に繰り越せる予算を使って工事を発注して、工期を確保して実施できるように計画したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） そうすると、今の3,395万7,000円というのは、全体の中の繰越しの不用額として見られる。その中で工事の、要するに繰越しの中で、令和3年度から4年度に工事で請負する中で、新たにその契約をして事業を実施するというのでいいわけですね。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

佐藤議員のおっしゃるとおり、この予算が令和元年度の予算で、事故繰越をして令和3年度まで予算が使われています。なので、この額については補正減というわけにはいきませんので、不用額ということで余らせていただいて、次の引き続きの工事については、令和3年から4年へ繰り越せる予算を使って契約をさせていただいて、実施ができればいいかなという形で計画しております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） そうすると、今の課長の説明だと、この年度内にも、もしかしたら契約のいろいろ手順を踏んで、年度内にでもまた臨時議会でも開いて、即やるようになるのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

残工事については、先ほど言いましたように3,000万円ちょっとであります。議会に付す

べき金額は5,000万円以下ですので、どうやるかは、どこに発注するかは、明日以降また県と協議しなければなりません、議会案件ではありませんので、そのまま工事発注をさせていただきますと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） でも、議会案件ではないけれども、これほど大事なやっぱり工事案件だったと思うんです。だから、何らかの方法で、やっぱり議会にはきちんと報告していただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） おっしゃるとおり、大事な、これだけ大きな課題というふうに考えておりますので、しっかりと何らかの形で皆さんに報告して、今後の推移について説明をさせていただければというふうに思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この工事に関して残工事が残るわけですけれども、これに関しては、最大限村民の利益に付する選択をしてほしいというふうに思います。また、補助金が受けられるようであれば、補助金を受けられる体制づくりをしてほしいということでもあります。その点について、やはり村民の税金も投入されるわけですので、最大限判断としては、村民の利益に付する判断を当局にしてほしいし、残工事はそういうことを踏まえて完成してほしいというふうに思いますので。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

松本議員。

○7番（松本 幸君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど全協でも私申し上げましたように、ここまで決断するまでに、もう少し村民のため

に、村民の事業者のために考える策はなかったのか、私はひょっとして何かまだあったような気がいたしております。ですから、今回のこの取下げというこの件に対しましては、反対の立場を取らせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 私は、当局の原案どおり賛成の立場で意見を申し上げます。

ただし、残った工事は、物価も大変上がっていて、予算どおりには私はできないと思います。できるだけ村民の負担を、村税の負担が少なくなるような方法で、ぜひ壊れたままの川をこのままにしておけないので、各課長等の英知を働かせていただいて善処していただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は賛成しますけれども、当局に今後の要望をしておきたいと思いません。

こういうふうになったのには、当局のほうにもいろいろな事故案件を精査しておく必要があったと思うんです。こうならないようにすることが、やっぱり一番村民負担もさせないし、ほかの業者さんにもよりいい方法が取れたと思うので、今回を教訓にして、やっぱりきちんとした工事請負を進めていくことを要望しておきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

大久保守君の入場をお願いします。

〔10番 大久保 守君入場〕

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和4年第3回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 9時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 土屋 圭吾

署 名 議 員 石野 時久